

**平成30年度第3回
奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会会議録**

開催日時	平成31年2月20日（水）午前10時00分から午前11時50分まで		
開催場所	奈良市役所中央棟5階 キャンペラの間		
出席者	委員	伊藤俊子委員、梅林聰介委員、澤井勝委員、高原俊裕委員、辻中佳奈子委員、中川幾郎委員、中川直子委員、室雅博委員、渡邊新一委員【計9人出席】	
	事務局	矢倉協働推進課長、南浦地域活動推進課長、畑谷地区調整主幹、今井協働推進課課長補佐、高岡協働推進係長 (事務局) 協働推進課まちづくり推進係	
開催形態	公開（傍聴人4人）	担当課	市民活動部 協働推進課
議題 又は 案件	1 開会 2 案件 (1) 第2次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画実施計画に関する取組等について (2) 地域自治協議会について (3) 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の改正について (4) その他 3 閉会		
決定又は取り纏め事項	1 条例改正は平成31年12月議会への改正案提出を予定して進める。 2 地域自治協議会の認定等に関する具体的な必要事項については規則により規定することとし、条例改正と併せて法令審査会に提出する。 3 平成31年度の審議会は、7月、9月、2月頃を予定する。		
議事の概要及び議題又は案件に対する主な意見等			
1 開会 2 案件 (1) 第2次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画実施計画に関する取組等について ○事務局より、資料1及び資料2に基づき説明を行った。 ・市民参画及び協働によるまちづくり推進計画の平成29年度事業評価シートについて、掲載内容全体及び個々の事業に関して、委員よりいただいたコメントを各事業担当課に伝達し、担当課における今後の取組み方針についての回答をまとめたものが資料1である。 ・各事業担当課からの回答には、審議会からの意見を真摯に受け止め、改善に向けて意識的に取り組んでいくといった内容のものが多数あり、前向きに協働事業に取り組む姿勢であるものと感じている。			

・前回の審議会でもいただいた、指定管理者制度による協働事業でのモニタリングの実施状況に対するご意見は、行政経営課に申し伝えており、今後さらに「指定管理者制度におけるモニタリングの指針」の徹底を図っていくとの回答を得ている。

・前回の審議会でご指摘のあった、事業番号17「奈良市西部会館市民ホール（学園前ホール）」事業では、担当課である文化振興課より「今後はモニタリングについて、実地確認を行い、協働相手との十分な協議を図り、意見交換・共有、情報公開等に努めていく。」との回答が示されている。

・資料2は、「協働の原則に基づく評価項目」について、協働相手にも分かり易く、その趣旨が伝わり易いものとなるよう、評価項目の説明文の表現を見直したものである。

➤主な意見は以下の通り

・審議会からの厳しい意見は、期待の現れであると受け止めて今後も取組を進めてほしい。
(室委員)

・アンケートを集めるだけでなく、もう一步努力をして、協働相手の顔が見える場を作りお互いに評価をすることに向き合ってもらいたい。(伊藤委員)

→アンケートも必要ではあるが、対話をするのが大切である。アンケート用紙はあるのか。
(澤井会長)

→資料2を活用してアンケート様式を検討していく。ステップアップして、顔の見える場を設けることを意識して進めていきたい。(事務局)

・事業取組のサマリーアップとしてはより良いものになってきたと考えているが、今回の資料2様式では、参画及び協働のパートナーが書かれていない点が弱点である。書かれていないことで、責任主体と協働の形態のつじつまの理解がしにくくなる。行政からと協働の相手方からの評価書を突合し、合致していないところが今後の克服課題となる。不特定多数のボランティア市民等が相手方の場合にはアンケートが有効であるが、それ以外のパートナーシップ事業の場合には報告書を提出してもらう必要があると考える。それが、アンケートに代わるものとなる。(中川副会長)

・事業番号65、66、67について、今後の取組方針等にSNSの活用が書かれているが、市として利用方法の講習等はしているのか。(渡邊委員)

→把握していないが、必要であると考えてるので、確認して報告させていただく。また意見として担当課に申し伝える。(事務局)

・行政内部の意見交換は成立しはじめ、システムとして軌道に乗りはじめている点は評価できるが、改善点については、引き続き検討してほしい。(澤井会長)

・協働はなくとも参画はある。例外の部局はないという原則を貫いてほしい。(中川副会長)

(2) 地域自治協議会について

○事務局より、地域自治協議会について取組状況の報告を行った。

・市自治連合会の地域自治協議会検討委員会に毎月出席しており、早い地区では平成31年5月～6月に設立総会を開かれる予定であると聞いている。市としては、平成31年6月頃までに各地区より認定の申請をいただき、手続きを進めていきたいと考えている。

・平成31年度予算は、今年度に引き続き、地域でのワークショップに係る経費と、新たに準備会を設立した地区への準備交付金に加え、3年間を限度とした地域自治協議会設立後の支援として、立ち上がり支援交付金を予定しており、今年度準備交付金を交付した15地区を見込んでいる。拠点施設整備に関しては、地域ふれあい会館や、公民館の旧管理人室、小学校の空き室などを活用して地域の事務所として整備するため、計5か所の改修予算を要求している。

➤主な意見は以下の通り

・条例改正については、12月議会提案ということで良いのか。(梅林委員)

→その予定で進める。(事務局)

→29地区の連合会が地域自治協議会検討委員会に参加しており、過半数を超えている。連合会全体の雰囲気として、自治協議会に移行せざるを得ないというところもある。周囲の認識も前回の改正案提出時とは変わってきている。立ち上げる側としては、条例による裏付けがあることで自信を持って活動していける。(梅林委員)

・6月に先行地区の認定をすとは何に基づく認定か。(辻中委員)

→条例改正の前に、来年度地域自治協議会を設立される地区については、要綱での認定を行うということである。(事務局)

→施行期日がきたら、規則上の認定に切り替える措置を打つということではないのか。(中川副会長)

→次の議題で説明させていただく。(事務局)

(3) 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の改正について

○事務局より、資料3から資料7に基づき説明を行った。

・資料3では、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の改正スケジュールを、地域自治協議会の活動の展開と併せて示している。

・今年度は、先行する15地区の準備会に対し、1地区30万円の準備交付金を交付しており、平成31年4月頃に今年度の活動実績の報告を受ける。また、5月から6月頃にかけて、地域自治協議会認定の申請を受け付け、「奈良市地域自治協議会設置及び認定等に関する要綱」に基づく認定を行う。併せて、地域自治協議会立ち上がり支援交付金の交付申請の受付を行い、基準を満たす地区には交付金の交付を行うため、来年度予算として予算要求してい

る。

・来年度に準備会として活動される地区については、今年度と同様に4月から5月を準備交付金交付申請受付期間とし、6月末頃に交付金を交付する予定である。

・条例改正は、奈良市自治連合会からのご意見もあり、平成31年12月議会への改正案提出を予定し、手続きを進めて行こうと考えている。8月頃に約1ヶ月間のパブリックコメントの募集期間を設ける予定である。

・認定等に関する具体的な必要事項については規則により規定することとし、条例改正案と併せて、法令審査会での審議が必要となる。

・来年度の本審議会は、今年度同様に3回の開催を予定しており、第1回を7月、第2回を9月、第3回を2月頃に開催したいと考えている。

・資料4は、平成28年10月20日に本審議会より提出された、「地域コミュニティ政策及びNPO政策についての答申書及び意見書」から、条例改正に関する部分を抜粋したものである。

・資料5は、答申書及び意見書の内容を踏まえて作成した条例改正案である。現行の条例文に今回改正する箇所を赤字で記入し、また、前回の改正案では記載がなく、今回追記した部分には黄色でマーカーを引いている。

・資料4に記載の内容を、既に施行している「奈良市地域自治協議会の設置及び認定等に関する要綱」の表現を踏まえて条例案に記載している。また、資料5の6ページ、第17条（市が行う業務における協働機会の拡大）の条文に、参入及び協働の機会を拡大する対象団体として、地域自治協議会を新たに追記した。

・資料7は、前回の条例改正案提出に際し作成した規則案を基礎とし、「奈良市地域自治協議会の設置及び認定等に関する要綱」の内容や表現と整合させて修正した規則案となっている。

➤主な意見は以下の通り

・平成28年度の答申書では、もう一つの大きな柱として、協働政策提案制度を挙げていたと思うが、今回取り上げられていないのはなぜか。（室委員）

→政策提案制度については、条例改正に盛り込む話ではなかったと理解している。現行条例第17条で方針として示していると解釈している。（事務局）

→条例第13条（1）（2）が制度的には担保している。これを受けて細やかな制度設計がされていくことを期待していたが、今回の改正は地域自治協議会の位置付けに集中してしまっているようにも思う。（中川副会長）

→具体的な制度としては条例に明記はされていない。生駒市では条例に書かれており、稼働し、毎年数件の実績がある。条例で担保されてはいても、実際に市民が利用するには目に見えないといけない。そういう意味で、具体化が必要なのではないかと思う。（澤井会長）

→第13条、14条で市民がいつでも提案できるとまでは読み取れないし、12月議会まで時間があるので再検討してほしい。（室委員）

→答申書の提出を受けて以降、地域自治協議会の議論が先行していることは事実である。今後、力を入れていきたい。（事務局）

→審議会でも議論を継続していただきたい。（室委員）

・市民参画及び協働によるまちづくり条例があり、条例に基づき施策が実行されているのか審議するための第三者機関として、本審議会が位置付けられている。コミュニティ型自治組織のあり方について、非常に重要な事項であるにも関わらず、条例での書きぶりが薄いということから、議論してきた経緯がある。ボランティア等個人市民が関わる政策、NPO等の目的別結社が関わる政策、コミュニティ型市民団体が関わる政策と、対象の分類ができてきた。そこで、制度的な設計について、本条文に載せるのか、規則で整備するのかということであるが、討議の時間的な余裕もない中で、一旦、その判断を事務局に委ねることとなると思う。本審議会は、地域自治協議会についてのみを議論の対象とするのではなく、市民参画及び協働の仕組みが上手く稼働しているのかどうかを継続審議しなければならない。(中川副会長)

・議会との意見交換はされているのか。(渡邊委員)

→検討委員会としても話し合いはしており、理解は進んでいると考えている。(梅林委員)

・地域自治協議会設立について、進んできたと感じているが、現時点で、設立しないと意思表示している連合会はいくつ位あるのか。(伊藤委員)

→設立に向けた取り組みには、地域差がある。設立しないとやっている地域でも、会長が交代することで変化もある。自治連合会の過半数を超えることで捉え方も変わってくることに期待している。余力のある間に新しいコミュニティを作る必要がある。(梅林委員)

・地域自治協議会ができると、市自治連合会のような連合組織ができるのか。(伊藤委員)

→行政にも検討してもらっている。地域には様々な団体が縦割りで存在しており、行政の各担当課とそれぞれにやり取りしている。大安寺西地区では、これらをまとめて地域自治協議会の部会として構成していこうと考えている。屋上屋を作るのではなく、自治協議会の中で、専門性に特化して取り組んでいくことで、連合会を超えた枠ができ、自治連合会はいらなくなると考えている。地域自治協議会の窓口と行政の担当窓口でやり取りすることで、行政の縦割りもなくなることになる。将来的にはそのような体制を目指していこうとしている。その点で、行政にとっての課題は多く、市全体として取り組む必要があると考える。(梅林委員)

・大宮地区では、自治会加入率が50%を下回り、マンションにも空き室が非常に多い現状があるということを知っておいてほしい。(渡邊委員)

・行政も地域も手探りで進めており苦慮している部分があり、進めながら変化していくであろうと思う。(梅林委員)

→中核市の調査もしているが、すべてが成功しているところは見当たらず、行政も行き詰まっている実態も見られる。行政としては市全体を考えて進めて行く必要があるが、地区ごとの状況に応じた対応が求められる難しさもある。先行地区で生じた課題を検証して取り組んでいく必要があると考えている。職員の資質が至らない部分も多く見受けられ、課題がある

ことも認識している。(園部部長)

(4) その他

○事務局より、資料8に基づき、協働のための職員研修の実施について報告を行った。

・平成31年1月16日及び29日に「協働のための職員研修」を実施した。主に課長補佐級職員を対象とし、各課から1名ずつ、2日間の合計で96名が参加した。

・研修後に実施したアンケートから、研修に対する全体としての理解度は比較的高く、協働の必要性についても認識していることが窺えた。今後も継続して実施していきたいと考えている。

➤主な意見は以下の通り

・毎年職員研修計画は作成していないのか。LGBTやSDGsその他の研修も計画されていないのか。(室委員)

→LGBT研修は管理職研修で実施された。担当課は、人事課となる。(事務局)

→職員研修の指針は定めていないのか。(室委員)

→指針は定めていない。(事務局)

→目の前の仕事だけではなく、10年、20年先を見据えた研修を行い、職員研修について真剣に考えてほしい。(室委員)

→貴重なご意見として受け止め、所管課にも申し伝える。また、これを機に協働についての職員研修を継続実施していきたい。(事務局)

・4月の委員改選について、本審議会の審議事項は内容が多岐に亘り、新しい委員には、内容をしっかりと理解して入ってもらう必要があると思う。これまでの経緯や審議会の役割も流れとして把握してから入ってもらう必要がある。(辻中委員)

・経過は年表のようなもので持っておき、共有した方が良い。

地域自治協議会については類型パターンがない訳ではない。小規模多機能自治ネットワーク会議が組織されており、1,700自治体の内200数自治体は加盟している。総務省もバックアップすることになった。その中にパターンはいくらでもある。パートナーとして勉強できる相手もあるはずである。

参画協働については、例外なく全部局が対象であり、人事当局や委員会、議会も対象外とはならない。参画協働は、奈良市の重要な行動基本原則であり、協働の研修は義務付けるべきである。内容については、パートナーがNPOの研修だけではなく、地域コミュニティ団体との実践事例を紹介するものも加えるべきである。

地域担当職員制についても設計するべき時期にきている。例えば、豊中では、課長補佐級職員4名が地域分析をした上で、必要な支援内容を理解して、専従者として担当している。名張では、部長級職員5名が毎日地域に出ている。プロフェッショナルの専従とするのか、チ

ーム制とするのか等考えるべきである。チーム編成にする場合には、地域包括支援システムや、災害避難単位と連動させることが有効である。

地域リーダーを育成する研修、地域人材を育成するための事業開発が必要である。地域のパターン分析を行い、それぞれの段階での支援の方法を考え制度設計していくべきである。(中川副会長)

○審議会委員の改選について

・本審議会委員は平成31年3月末で任期満了となる。委員入替についてご意見をいただいたこともあり、委員選定について現在検討している。方針が決まり次第お知らせする。(事務局)

・議事録の署名は、澤井会長と中川直子委員にお願いしたい。(事務局)

資料	<p>【資料1】第2次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会委員からの 意見等への対応</p> <p>【資料2】協働の原則に基づいた評価項目</p> <p>【資料3】奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例改正スケジュール</p> <p>【資料4】地域コミュニティ政策及びNPO政策についての答申書及び意見書 (平成28年10月20日提出) 抜粋 (奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の改正について)</p> <p>【資料5】奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例改正(案)</p> <p>【資料6】奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例新旧対照表</p> <p>【資料7】奈良市地域自治協議会の認定等に関する規則(案)</p> <p>【資料8】平成30年度協働のための職員研修について</p>
----	---